



山形県公報

平成21年11月27日（金）
第2097号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則……………（河川砂防課） ……1249

### 訓 令

○山形県野川水系ダム操作規則の一部を改正する訓令……………（ 同 ） ……1250

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課） ……1251
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課） ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ） ……1252
- 民有保安林の指定の予定……………（森 林 課） ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（ 同 ） ……同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課） ……1253
- 道路の指定……………（建築住宅課） ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 同

#### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課） ……1254
- 同……………（最上総合支庁建築課） ……1257
- 同……………（庄内総合支庁建築課） ……1259
- 平成22年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の募集人員……………（教育委員会） ……1262

## 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第74号

#### ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則（昭和45年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第2(2)野川水系ダムの項の表を次のように改める。

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 避難小屋前<br>県道木地山九野本線 | 長井市平野字坂沢4323番地先 |
|--------------------|-----------------|

別表第3(2)野川水系ダムの項の表を次のように改める。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 野川水系ダム管理事務所木地山分所 | 長井市寺泉字桶沢4297番の5 |
|------------------|-----------------|

別表第4(2)野川水系ダムの項の表中

|                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| 左岸 長井市寺泉字白川原4,331番地先<br>右岸 同 市寺泉字小白布4,325番地先<br>から<br>最上川合流点まで |
|----------------------------------------------------------------|

を

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 左岸 長井市寺泉字桶沢4297番の3地先<br>右岸 同 市寺泉字小白布4325番の3地先<br>から<br>左岸 長井市寺泉字桶沢4297番の1地先<br>右岸 同 市平野字枳平4171番地先まで |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第23号**

土 木 部  
置賜総合支庁

山形県野川水系ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県野川水系ダム操作規則の一部を改正する訓令**

山形県野川水系ダム操作規則（昭和38年12月県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び管野ダム」を「(以下「ダム」という。)の」に改める。

第2条中「木地山ダム及び管野ダム」を「ダム」に改める。

第3条中「木地山貯水池への流入量」を「貯水池への流入量(以下「流入量」という。)」に改める。

第7条中「、木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては、標高330メートル」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「、木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては、標高332.5メートル」を削る。

第9条中「木地山貯水池」を「貯水池」に、「行なう」を「行う」に改める。

第10条第1項中「、木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては、標高330メートル」を削り、同条第2項を削る。

第11条中「木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては標高318メートル」を削る。

第12条中「木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては標高323メートル」を削る。

第13条第1項中「木地山ダムにあつては」を削り、「行ない」を「行い」に、「行なうものとし、管野ダムにあつては、標高323メートルから標高332.5メートルまでの241万8千立方メートルを利用して予備放流により水位を低下させて行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては標高330メートルから標高332.5メートルまでの容量最大99万7千立方メートル」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「木地山ダムにあつては」及び「、管野ダムにあつては標高318メートルから標高330メートルまでの容量最大204万5千立方メートル」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第15条中「、木地山ダムにあつては」を削り、「おいて」を「あつては」に、「行なうものとし、管野ダムにあつては、標高318メートルから標高330メートルまでの容量最大204万5千立方メートルを利用して行なう」を「行う」に改める。

第17条第1号中「野川水系発電事務所」を「山形県企業局村山事務所」に改め、同条第2号中「木地山貯水池及び管野貯水池」を「貯水池」に改め、同条第3号中「洪水期間にあつては、管野ダムの予備放流水位」を削り、「木地山ダム及び管野ダムの」を「、」に改める。

第20条中「次の各号に定めるところ」を「流入量が毎秒240立方メートルに達した後は、ゲートの開度を2.01メートルに固定して流入量が最大に達した後放流量が流入量と等しくなるまで放流すること」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条各号を削る。

第21条中「行なつた」を「行つた」に改め、「、木地山ダムにあつては」を削り、「おいて制限水位」を「あつては制限水位」に、「おいて常時満水位をこえているとき、及び管野ダムにあつては、常時満水位をこえているときは、次の各号に定めるところ」を「あつては常時満水位を超えているときは、流入量が毎秒150立方メートル以下となるまでは流入量に等しい量を放流し、その後は下流に支障を与えない程度の流量を限度として放流すること」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条各号を削る。

第27条中「行なう」を「行う」に改め、「、木地山ダムにあつては」を削り、「、管野ダムにあつては、次の各号に掲げる量から野川第一発電所の使用水量（毎秒10立方メートル以内）を控除した量をこえない」を「を超えない」に改める。

第28条中「次の各号に定めるところにより、木地山ダム及び管野ダムからそれぞれ」を「別表第1に掲げる用水量からダムから柵ノ木堰取入口までの自然流量を控除した量を」に改め、同条各号を削る。

第29条第1項中「行なおう」を「行おう」に改め、「野川第一発電所及び」を削り、同条第2項中「行なう」を「行う」に、「野川水系発電事務所長」を「山形県企業局村山事務所長」に改める。

第31条中「両ダムとも」を削る。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第1014号**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年11月13日から適用する。
- 2 平成21年11月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第1015号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|-----------------------------|---------|--------------|
| 株式会社みらい創研          | 三丁目ゆめデイサービス<br>米沢市大町三丁目5番6号 | 通 所 介 護 | 平成21. 11. 16 |

**山形県告示第1016号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|-----------------------------|----------|--------------|
| 株式会社みらい創研            | 三丁目ゆめデイサービス<br>米沢市大町三丁目5番6号 | 介護予防通所介護 | 平成21. 11. 16 |

**山形県告示第1017号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市楨代字山ノ下118、119－1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は、択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山形県告示第1018号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字坂下山3172－1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂下山3172－1（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに東根市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山形県告示第1019号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字肘折459番2から  
同 字湯の倉山2128番188まで
- 3 供用開始の期日 平成21年11月27日

**山形県告示第1020号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 指定する道路**

| 路 線 名                  | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                                            |
|------------------------|---------------|---------------|------------------------------------------------|
| 東根都市計画道路<br>3・4・3宮崎西道線 | 16.0          | 459.5         | 起点 東根市大字東根元東根字新田町613-2<br>終点 東根市大字東根元東根字川原1536 |

**2 指定年月日 平成21年11月19日****教育委員会関係****規 則**

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第19号****教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則**

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「規程」を「訓令」に改め、同条に次の1号を加える。

(30) 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）に基づく退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付の決定に関する事。

第4条第1項に次の1号を加える。

(20) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関する事。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

公 告

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃                   |                                 |                                 |                                 | 敷金     | 摘要     |                                 |
|--------------|----------------------|------|-----------------------|------|-----|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|
|              |                      | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が104,000円以下の者<br>円 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者<br>円 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者<br>円 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者<br>円 |        |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者<br>円 |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51       | 3K   | 44.4                  | 1    | 一般用 | 12,500               | 14,400                          | 16,500                          | 18,600                          | 19,200 | 19,200 | 3月分の家賃に相当する額                    |
| 同 深町アパート4号   | 同 深町一丁目7-34          | 3DK  | 64.2                  | 1    | 同   | 23,400               | 27,000                          | 30,900                          | 34,900                          | 39,800 | 43,600 |                                 |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桜町三丁目2-15          | 2LDK | 66.5                  | 1    | 同   | 25,500               | 29,500                          | 33,700                          | 38,000                          | 43,400 | 50,100 |                                 |
| 同 2号         | 同 2-12               | 同    | 66.5                  | 1    | 同   | 25,500               | 29,500                          | 33,700                          | 38,000                          | 43,400 | 50,100 |                                 |
| 同 土屋倉アパート1号  | 上山市美咲町二丁目3           | 3DK  | 51.8                  | 1    | 同   | 12,800               | 14,800                          | 16,900                          | 19,100                          | 21,800 | 25,200 |                                 |
| 同 天童駅西アパート2号 | 天童市駅西二丁目2-30         | 同    | 61.0                  | 1    | 同   | 18,600               | 21,500                          | 24,600                          | 27,800                          | 31,700 | 36,600 |                                 |
| 同 3号         | 同 2-31               | 同    | 61.0                  | 1    | 同   | 18,900               | 21,800                          | 25,000                          | 28,200                          | 32,200 | 37,200 |                                 |
| 同 天童駅南アパート1号 | 同 田鶴町四丁目18-17        | 同    | 66.5                  | 1    | 同   | 22,900               | 26,400                          | 30,200                          | 34,100                          | 38,900 | 44,900 |                                 |
| 同 天童南部アパート3号 | 同 南町三丁目18-3          | 3LDK | 79.9                  | 1    | 同   | 29,400               | 34,000                          | 38,800                          | 43,800                          | 50,100 | 57,800 |                                 |
| 同 長崎アパート     | 東村山郡中山町大字長崎8035-205  | 3DK  | 62.8                  | 1    | 同   | 16,400               | 19,000                          | 21,700                          | 24,500                          | 28,000 | 32,300 |                                 |
| 同 南寒河江アパート1号 | 寒河江市大字高屋字西浦100-5     | 同    | 64.2                  | 1    | 同   | 18,000               | 20,800                          | 23,800                          | 26,800                          | 30,700 | 35,400 |                                 |
| 同 2号         | 同                    | 同    | 62.6                  | 1    | 同   | 17,800               | 20,600                          | 23,500                          | 26,600                          | 30,400 | 35,000 |                                 |
| 同 左沢アパート     | 西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3 | 同    | 59.3                  | 1    | 同   | 13,600               | 15,700                          | 18,000                          | 20,300                          | 23,200 | 26,800 |                                 |
| 同 谷地アパート1号   | 同 河北町谷地荒町東一丁目4-1     | 同    | 59.3                  | 1    | 同   | 14,900               | 17,200                          | 19,600                          | 22,100                          | 25,300 | 29,200 |                                 |

|                      |                    |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|----------------------|--------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 東根中央ア<br>パー<br>ト1号 | 東根市中央四丁<br>目3-2    | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,700 |
| 同<br>3号              | 同                  | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,800 | 22,800 | 26,100 | 29,400 | 33,600 | 38,800 |
| 同 楯岡アパー<br>ト         | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23 | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 13,400 | 15,500 | 17,800 | 20,000 | 22,900 | 26,400 |
| 同 尾花沢アパ<br>ー<br>ト    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36  | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,900 | 23,000 | 26,300 | 29,700 | 33,900 | 39,200 |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年12月2日～同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM6:00）（ただし、郵送の場合は平成21年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成22年2月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|               |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート | 新庄市金沢1494<br>-1 | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用 | 15,900<br>円             | 18,400<br>円                        | 21,000<br>円                        | 23,700<br>円                        | 29,900<br>円 | 33,800<br>円 | 3<br>月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額       |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年12月1日（火）～同月7日（月）まで（ただし、郵送の場合は平成21年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成22年1月（中旬）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                    | 所在地                   | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                           |                                         |                                         |                                         |                                         | 敷金     | 摘要                       |                                         |
|-----------------------|-----------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|--------------------------|-----------------------------------------|
|                       |                       | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 |        |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営川南アパ<br>ート1号        | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1      | 2DK  | 51.2                          | 1    | 一般用                | 15,700                       | 18,100                                  | 20,700                                  | 23,300                                  | 26,700                                  | 30,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                         |
| 同<br>3号               | 同<br>1-3              | 同    | 54.6                          | 1    | 同                  | 16,600                       | 19,200                                  | 21,900                                  | 24,700                                  | 28,200                                  | 32,600 |                          |                                         |
| 同<br>こがねアパ<br>ート2号(B) | 同<br>こがね町一<br>丁目21-11 | 3DK  | 58.4                          | 1    | 同                  | 16,300                       | 18,800                                  | 21,600                                  | 24,300                                  | 27,800                                  | 32,100 |                          |                                         |
| 同<br>新橋アパ<br>ート(A)    | 同<br>新橋五丁目<br>5-1     | 2DK  | 53.9                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 19,400                       | 22,400                                  | 25,600                                  | 28,900                                  | 33,000                                  | 38,100 |                          | 单身可                                     |
| 同<br>北新町アパ<br>ート      | 同<br>北新町一丁<br>目1-58   | 3DK  | 64.3                          | 1    | 一般用                | 23,800                       | 27,500                                  | 31,500                                  | 35,500                                  | 40,500                                  | 46,800 |                          |                                         |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年12月7日～同月11日まで（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は平成21年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年2月上旬

平成22年度山形県立高等学校入学者選抜に係る推薦入学者選抜の入学者を次のとおり募集する。

平成21年11月27日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

1 県立高等学校全日制の課程

| 学 校 名        | 設 置 学 科 |             | 入学定員 | 募集人員(%) |
|--------------|---------|-------------|------|---------|
| 山形県立 山形東高等学校 | 普 通     |             | 240  | 10%程度   |
| 同 山形南高等学校    | 普 通     |             | 240  | 15%程度   |
|              | 理 数     |             | 40   | 20%程度   |
| 同 山形西高等学校    | 普 通     |             | 240  | 15%程度   |
| 同 山形北高等学校    | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |
|              | 音 楽     |             | 40   | 40%     |
| 同 山形工業高等学校   | 工 業     | 機 械 シ ス テ ム | 80   | 35%程度   |
|              |         | 電 子 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 情 報 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 建 築 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
|              |         | 環 境 シ ス テ ム | 40   | 35%程度   |
| 同 山形中央高等学校   | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |
|              | 体 育     |             | 80   | 70%程度   |
| 同 上山明新館高等学校  | 普 通     |             | 240  | 20%     |
|              | 農 業     | 食 料 生 産     | 40   | 40%     |
|              | 商 業     | 情 報 経 営     | 40   | 40%     |
| 同 天童高等学校     | 総 合     |             | 200  | 30%程度   |
| 同 山辺高等学校     | 家 庭     | 食 物         | 40   | 35%程度   |
|              |         | 福 祉         | 40   | 35%程度   |
|              |         | 看 護 看 護     | 40   | 35%程度   |
| 同 寒河江高等学校    | 普 通     |             | 200  | 15%程度   |

|              |     |         |        |       |       |
|--------------|-----|---------|--------|-------|-------|
|              | 農 業 | 果 樹 園 芸 | 40     | 40%   |       |
| 同 寒河江工業高等学校  | 工 業 | 機 械     | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 電 子 機 械 | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 情 報 技 術 | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 土 木     | 40     | 35%程度 |       |
| 同 谷地高等学校     | 普 通 |         | 120    | 20%   |       |
| 同 左沢高等学校     | 普 通 |         | 120    | 15%程度 |       |
| 同 村山農業高等学校   | 農 業 | 農産システム  | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 園芸サイエンス | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 環境クリエイト | 40     | 35%程度 |       |
| 同 楯岡高等学校     | 普 通 |         | 200    | 15%程度 |       |
| 同 東根工業高等学校   | 工 業 | 機械システム  | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 総合技術    | 自動車専攻  | 20    | 35%程度 |
|              |     |         | デザイン専攻 | 20    | 35%程度 |
|              |     | 電子システム  | 40     | 35%程度 |       |
|              | 家 庭 | 生活クリエイト | 40     | 35%程度 |       |
| 同 北村山高等学校    | 総 合 |         | 200    | 20%程度 |       |
| 同 新庄北高等学校    | 普 通 |         | 200    | 10%程度 |       |
| 最 上 校        | 普 通 |         | 40     | 15%程度 |       |
| 同 新庄南高等学校    | 普 通 |         | 120    | 10%程度 |       |
|              | 商 業 | 総合ビジネス  | 40     | 20%程度 |       |
| 同 新庄神室産業高等学校 | 農 業 | 生物生産    | 40     | 35%程度 |       |
|              |     | 生物環境    | 40     | 35%程度 |       |
|              | 工 業 | 機械システム  | 40     | 35%程度 |       |

|   |           |    |        |     |       |
|---|-----------|----|--------|-----|-------|
|   |           |    | 電気システム | 40  | 35%程度 |
|   |           |    | 環境デザイン | 40  | 35%程度 |
| 同 | 金山高等学校    | 普通 |        | 80  | 10%程度 |
| 同 | 真室川高等学校   | 普通 |        | 80  | 15%程度 |
| 同 | 米沢興譲館高等学校 | 普通 |        | 160 | 10%程度 |
|   |           | 理数 |        | 40  | 20%程度 |
| 同 | 米沢東高等学校   | 普通 |        | 200 | 10%程度 |
| 同 | 米沢工業高等学校  | 工業 | 機械     | 80  | 35%程度 |
|   |           |    | 生産システム |     |       |
|   |           |    | 電気     | 80  | 35%程度 |
|   |           |    | 意匠情報   |     |       |
|   |           |    | 建築     | 80  | 35%程度 |
|   |           |    | 環境工学   |     |       |
| 同 | 米沢商業高等学校  | 商業 | 総合ビジネス | 80  | 35%程度 |
|   |           |    | 国際ビジネス | 40  | 35%程度 |
|   |           |    | 情報ビジネス | 40  | 35%程度 |
| 同 | 置賜農業高等学校  | 農業 | 生物生産   | 40  | 35%程度 |
|   |           |    | 園芸活用   | 40  | 35%程度 |
|   |           |    | 環境緑地   | 40  | 35%程度 |
|   | 飯豊分校      | 農業 | 農業     | 40  | 35%程度 |
| 同 | 南陽高等学校    | 普通 |        | 200 | 15%程度 |
| 同 | 高畠高等学校    | 総合 |        | 120 | 25%程度 |
| 同 | 長井高等学校    | 普通 |        | 200 | 15%程度 |
| 同 | 長井工業高等学校  | 工業 | 機械システム | 40  | 35%程度 |



|   |          |    |          |     |       |
|---|----------|----|----------|-----|-------|
|   |          |    | 電子システム   | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 環境システム   | 40  | 35%程度 |
|   |          |    | 福祉情報     | 40  | 35%程度 |
| 同 | 荒砥高等学校   | 普通 |          | 80  | 15%程度 |
| 同 | 小国高等学校   | 普通 |          | 80  | 15%程度 |
| 同 | 鶴岡南高等学校  | 普通 |          | 160 | 10%程度 |
|   |          | 理数 |          | 40  | 25%程度 |
| 同 | 鶴岡北高等学校  | 普通 |          | 200 | 15%程度 |
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工業 | 機械システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 生産システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 電気電子システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 情報通信システム | 40  | 40%   |
|   |          |    | 建築システム   | 40  | 40%   |
|   |          |    | 環境システム   | 40  | 40%   |
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通 |          | 160 | 15%程度 |
|   |          | 総合 |          | 160 | 35%程度 |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産 | 海洋技術     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 海洋環境     | 40  | 40%   |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業 | 生物生産     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 園芸科学     | 40  | 40%   |
|   |          |    | 生物環境     | 40  | 40%   |
| 同 | 山添高等学校   | 普通 |          | 80  | 15%程度 |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合 |          | 120 | 40%   |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通 |          | 200 | 10%程度 |

|   |          |    |         |     |       |
|---|----------|----|---------|-----|-------|
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |         | 200 | 15%程度 |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 国際経営    | 120 | 35%程度 |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機械      | 40  | 40%   |
|   |          |    | 電子機械    | 40  | 40%   |
|   |          |    | エネルギー技術 | 40  | 40%   |
|   |          |    | 環境技術    | 40  | 40%   |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |         | 40  | 15%程度 |
| 同 | 遊佐高等学校   | 普通 |         | 80  | 20%   |

## 2 県立高等学校定時制の課程

| 学 校 名         | 設 置 学 科 | 入学定員 | 募集人員(%) |       |
|---------------|---------|------|---------|-------|
| 山形県立 霞城学園高等学校 | 普通      | 午前   | 40      | 15%程度 |
|               |         | 午後   | 40      | 15%程度 |
|               |         | 夜    | 40      | 15%程度 |
| 同             | 工業      | 産 業  | 40      | 35%程度 |
| 同             | 工業      | 工業技術 | 40      | 40%   |

(注) 新庄北高等学校定時制及び酒田商業高等学校定時制においては、推薦入学者選抜を実施しない。